

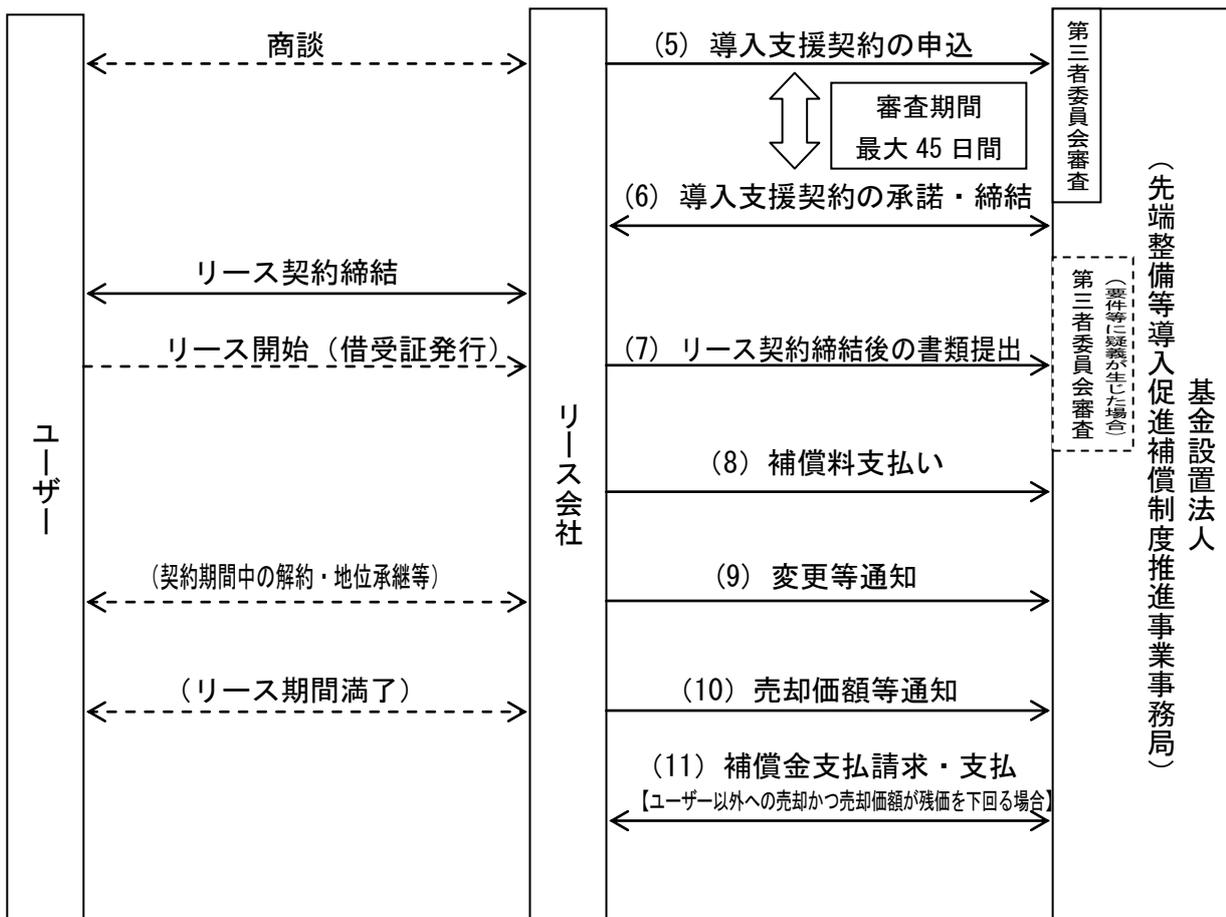
平成 27 年 4 月 1 日

リース手法を活用した先端設備等導入促進補償制度推進事業事務局

1. 制度概要

- 基金設置法人（一般社団法人低炭素投資促進機構）とリース事業者間で、案件毎に先端設備等導入支援契約を締結し、基本リース期間満了後 1 年以内にリース物件を売却した際、リース会社の損失（残存価額の損失）が発生した場合には、その損失の一部を補填する（各論は 2. 以下に記載）。

- (1) 対象契約  
先端設備等を対象とし、一定の残価設定をしたリース契約（固定型/変動型/ハイブリッド型）
- (2) 対象設備  
産業競争力強化法に規定する先端設備等（機械・装置、一定の器具・備品）
- (3) 対象ユーザー  
民間事業者（物品賃貸業に供するために先端設備等を導入しようとする場合を除く）
- (4) 事業期間  
平成 26～27 年度（平成 28 年 3 月末）



## 2. 制度各論

### (1) 対象となるリース契約について

事務取扱要領（第3条（7））	Q & A
○「リース契約」とは、次に掲げる要件のすべてを満たすものをいう。	—
イ リース期間中の中途解約が原則禁止	<p>Q. 中途解約条項があっても、中途解約時に残価を除いた未経過リース料以上の額を中途解約金として一括請求する契約内容であれば左記の要件を満たすのか。</p> <p>A. 満たすものとする。なお、本条項は、対象となるリース取引が、法形式上は解約可能であるとしても、解約に際し相当の違約金を支払わなければならない等の理由から、事実上解約不能と認められるリース取引であることを要件とする趣旨である。</p>
ロ 所有権がリース先に移転しないリース取引	—
<p>ハ リース料が、以下のいずれかの種類に該当</p> <p>①リース料がリース期間を通じて一定のもの（1年間に1回以上の均等分割払い。固定型）</p> <p>②リース料がリース対象物件の稼働量により変動するものであって、当該稼働量につき、先端設備等導入支援契約の締結の申込の時点で、合理的な想定稼働量が示されているものであり、かつ、実際の稼働量が合理的な想定稼働量を上回り、当該稼働量及びその後の合理的な想定稼働量（実際の稼働量が合理的な想定稼働量を上回った時点で見直した新たな合理的な想定稼働量を含む）に基づく支払いリース料が当初設定していた合理的な想定稼働量に基づく支払いリース料に見積残存価額を加えた金額を超えることが確実となった場合には、リース料を変更するなどリース契約の内容を変更する旨の定めが置かれているもの（変動型）</p> <p>③固定型と変動型の組み合わせ（ハイブリッド型）</p>	<p>Q. 変動金利を指標とした変動型のリース料は本事業の対象となるのか。</p> <p>A. 変動金利を指標とした変動型のリース料は本事業の対象とはしない。</p>
<p>ニ リース料の総額が300万円超</p> <p>（変動型のリース料総額は、合理的な想定稼働量に単価を乗じて算出、ハイブリッド型のリース料総額は、リース料が固定されている部分の総額に合理的な想定稼働量に単価を乗じた金額を加えて算出）</p>	<p>Q. 本要件については、契約単位で判断するのか、物件単位で判断するのか。</p> <p>A. 契約単位で判断する。</p>
<p>ホ リース料の総額の現在価値が、リース対象物件の取得価額の90%未満となる契約</p> <p>（変動型・ハイブリッド型のリース料総額は上記ニで算出）</p>	—
ヘ 計算利率が不当に過大でない	—
<p>ト リース期間が経済的耐用年数の75%未満、又は、法定耐用年数の75%未満であり、かつ当該法定耐用年数と経済的耐用年数との間に著しい相違がある等の不合理と認められる事情がない</p>	<p>Q. 基本的に法定耐用年数を用いてよいのか。</p> <p>A. リース先において、法定耐用年数を経済的使用可能予測期間としている場合等、法定耐用年数と経済的耐用年数との間に著しい相違がある等の不合理と認められる事情がない場合には、法定耐用年数を用いてよいと考えられる。</p>
チ リース期間が1年以上15年以内の契約	—
リ 日本円建ての契約	<p>Q. 外貨建てのリース取引は対象となるのか。</p> <p>A. 対象とならない。</p> <p>Q. サプライヤーへの支払いは外貨建てでもよいのか。</p> <p>A. サプライヤーへの支払いは外貨建てでもよいが、各種申請書類は円建てで記載する必要がある。</p>
<p>ヌ 先端設備等をリースにより導入するための契約</p> <p>（1つのリース契約で同種先端設備等を複数導入する場合含む）</p>	<p>Q. 一つのリース契約の中に、「先端設備等」に該当する物件と該当しない物件が混在することになってよいのか。</p> <p>A. 本制度においては、「減価償却資産の耐用年数等に関</p>

	<p>する省令」上一つの設備として耐用年数が定められているものが単位となる。当該省令上一つの設備として定められているものが「先端設備等」と評価できれば、当該設備を構成する複数の機械等が全て「先端設備等」に該当する必要はないと考えられる。</p>
ル 日本国外において先端設備等を設置する契約でない	<p>Q. 一時的にリース対象物件である先端設備等を国外に持ち出すことは可能か。 A. メンテナンス等、一時的に国外に持ち出す必要がある場合には、やむを得ないと考える。</p>
ロ 中古品の先端設備等をリースにより導入するための契約でない（ただし、リース先の仮勤定で経理し、リース先の購入価額でリース事業者に譲渡する等の場合には例外あり）	—
ワ 先端設備等導入支援契約の締結の申込の時点で、リース対象物件の再リース、買取りによる継続利用の意思が明らかではない	<p>Q. 本条項への適合性についてはどのように確認するのか。 A. 先端設備等導入支援契約の締結の申込の際に、ユーザーが発行する「継続利用に係る宣誓書」で確認する。</p>
カ 平成26年3月26日から平成28年3月31日までの間に締結されたリース契約であること	
(その他)	<p>Q. 申請者がSPCとなることは可能か。 A. リース業を営む事業者又はリース業を営むために新たに設立された事業者であれば、SPCであっても差し支えない。</p> <p>Q. 本制度の対象設備について、他の補助制度との重複適用は可能か。 A. 本制度の対象設備について、他の補助制度との重複適用は不可。</p> <p>Q. 二次リースは先端設備等導入支援契約の対象となるリース契約か。 A. 二次リースは対象外である。</p> <p>Q. ユーザーとの間に「残価保証(※)」がある場合どう取り扱われるか。 A. 残価保証額をリース料の総額に加え、見積残存価額から除いたうえで、要件ホ(90%テスト)および要件ヘ(計算利子率)を満たす必要がある。</p> <p>Q. サプライヤー等の第三者から、処分価額に対して何らかの保証を受けている場合は、どう取り扱われるか A. 当該金額をリース料の総額に加え、見積残存価額から除く必要は無いが、損失補填時に当該金額は損失補填額から差し引かれる。</p> <p>※「残価保証」とは、リース期間満了時にリース対象物件の処分価額がリース取引に係る契約において定められている保証額に満たない場合に、その満たない部分の金額をそのリース取引に係る賃借人たる事業者がその賃借人たるリース事業者を支払うこととされている場合における保証額をいう。</p> <p>Q. 分割検収を行うことで、1つのリース契約の中に複数のリース期間が混在する契約は対象となるか？ A. リース期間が異なる場合は、原則はリース契約を分けて申請すること。但し、一体の設備でありながら商習慣上のやむを得ない事情等によって分割検収となるリース契約については、リース期間のずれが半年間以内であることを前提に申請の対象とする。</p>

(2) 対象設備について

事務取扱要領 (第3条 (1))	Q & A												
<p>○「先端設備等」とは産業競争力強化法第2条第18項に規定する先端設備等であり、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める機械及び装置、器具及び備品、又は建物附属設備のうち、別表1で掲げるものをいう。</p> <p>〈別表1〉</p>	<p>Q. 先端設備等を工場に備え付ける費用など、工事費用はリース対象物件の取得価額に含めることができるのか。</p> <p>A. リース資産の設置等にあたって、リース事業者が支払った据付費などの工事費用については、リース対象物件の取得価額に含める取扱いとなるものと考えている。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>用途又は細目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>全て</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">器具及び備品</td> <td>電子計算機（当該電子計算機の記憶装置にサーバー用のオペレーティングシステム（ソフトウェアの実行をするために電子計算機の動作を直接制御する機能を有するサーバー用のソフトウェアをいう。）が書き込まれたもの）</td> </tr> <tr> <td>放送用設備</td> </tr> <tr> <td>電話設備その他の通信機器</td> </tr> <tr> <td>試験又は測定機器</td> </tr> <tr> <td>医療機器</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記以外のもの（既存の「用途又は細目」に該当せず（耐用年数省令別表第一の器具及び備品のうち、「11」の「その他のもの」又は「12」に該当するものは除く）、類似品や比較対象となるものがない新たに生じた器具及び備品であって、先端的な技術を活用したものであり、かつ、事業の生産性の向上又は国内外における新たな需要の開拓に資するもの）</td> </tr> </tbody> </table>	種類	用途又は細目	機械及び装置	全て	器具及び備品	電子計算機（当該電子計算機の記憶装置にサーバー用のオペレーティングシステム（ソフトウェアの実行をするために電子計算機の動作を直接制御する機能を有するサーバー用のソフトウェアをいう。）が書き込まれたもの）	放送用設備	電話設備その他の通信機器	試験又は測定機器	医療機器		上記以外のもの（既存の「用途又は細目」に該当せず（耐用年数省令別表第一の器具及び備品のうち、「11」の「その他のもの」又は「12」に該当するものは除く）、類似品や比較対象となるものがない新たに生じた器具及び備品であって、先端的な技術を活用したものであり、かつ、事業の生産性の向上又は国内外における新たな需要の開拓に資するもの）	<p>Q. 減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第6「開発研究用減価償却資産の耐用年数表」で掲げる「機械及び装置」や「器具及び備品」のうちの「試験又は測定器」も、本制度の対象となるのか。</p> <p>A. 対象となる。</p> <p>Q. 既存設備に新たに機能を付加する改造に関するリースは対象となるか。</p> <p>A. 改造部分が独立してリース契約の対象となり、返還・売却に関して、当該機能部分を分離して処理できるのであれば、対象となる。</p>
種類	用途又は細目												
機械及び装置	全て												
器具及び備品	電子計算機（当該電子計算機の記憶装置にサーバー用のオペレーティングシステム（ソフトウェアの実行をするために電子計算機の動作を直接制御する機能を有するサーバー用のソフトウェアをいう。）が書き込まれたもの）												
	放送用設備												
	電話設備その他の通信機器												
	試験又は測定機器												
	医療機器												
	上記以外のもの（既存の「用途又は細目」に該当せず（耐用年数省令別表第一の器具及び備品のうち、「11」の「その他のもの」又は「12」に該当するものは除く）、類似品や比較対象となるものがない新たに生じた器具及び備品であって、先端的な技術を活用したものであり、かつ、事業の生産性の向上又は国内外における新たな需要の開拓に資するもの）												
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>建物附属設備（※）</td> <td>電気設備（照明設備を含む。）</td> </tr> <tr> <td>（※）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ただし、リース会社が建物を所有していない場合、構造上建物と一体不可分と看做されるものは除く</td> <td>給排水又は衛生設備及びガス設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>冷房、暖房、通風又はボイラー設備</td> </tr> </tbody> </table>	建物附属設備（※）	電気設備（照明設備を含む。）	（※）		ただし、リース会社が建物を所有していない場合、構造上建物と一体不可分と看做されるものは除く	給排水又は衛生設備及びガス設備		冷房、暖房、通風又はボイラー設備	<p>Q. 建物附属設備が追加された意図は何か？想定している対象物件はどのようなものなのか。</p> <p>A. 「建物附属設備」が追加された意図は、これまでの定義における先端設備等（機械及び装置、器具及び備品）と実態として同質の物件でありながら、ユーザーの内規等の関係で会計上「建物附属設備」に分類されてしまっている設備を本制度の対象とすることにある。つまり、対象物件が「産業競争力強化法第2条第18項に規定する先端設備等」であることに変わりはない。</p> <p>Q. 建物附属設備における但し書き「ただし、リース会社が建物を所有していない場合、構造上建物と一体不可分と看做されるものは除く」の一体不可分とはどういう意味か。</p> <p>A. 本制度は、リース期間満了後に物件の返還を受けて、他社へ売却を行うことが前提にあるため、リース会社が当該物件の返還を受けることが現実的に（物理的、経済的に）可能かどうかという意味である。</p>				
建物附属設備（※）	電気設備（照明設備を含む。）												
（※）													
ただし、リース会社が建物を所有していない場合、構造上建物と一体不可分と看做されるものは除く	給排水又は衛生設備及びガス設備												
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備												

(3) 対象ユーザーについて

事務取扱要領（第3条（8））	Q & A
<p>○「リース先」とは、リース事業者から物件をリースにより導入（ただし、物品賃貸業に供するために導入する場合を除く）する民間事業者をいう。            （「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む者を除く。）</p>	<p>Q. 独立行政法人や国立大学法人は対象となるのか。            A. 独立行政法人や国立大学法人は「民間事業者」ではないため、対象ユーザーに該当しない。</p> <p>Q. 日本赤十字病院、済生会、厚生連は対象となり得るのか。            A. 上記は民間事業者と取扱い、対象とする。なお、国・地方自治体が運営主体となる国公立病院については、対象外となる。</p> <p>Q. 個人ユーザーは対象となるか。            A. 個人事業主は対象となるが、私個人としての利用は対象外となる。</p> <p>Q. 転リースは本制度の対象となるのか。            A. 転リースについては、対象ユーザーがリース事業者となるため、本制度の対象外となる。</p> <p>Q. 対象ユーザーがレンタル会社の場合も対象となるのか。            A. 物品賃貸業に供するために先端設備等を導入しようとする場合は本制度の対象外となるため、レンタル会社にリースする場合は本制度の対象外となる。</p> <p>Q. ESCO 事業者等、リース・レンタルを一部含むサービスを提供するユーザーは対象となるか。            A. 当該物件を賃貸する場合は、サービス内容が賃貸のみではなくとも、「物品賃貸業に供する」とみなされるため、対象外となる。</p>

(4) 先端設備等導入支援契約の申込について

事務取扱要領 (第4条)	Q & A
○先端設備等導入支援契約を締結しようとするリース事業者は、次に掲げる書面を事務局に提出する。	—
①先端設備等導入支援契約締結申込書 (様式第1)	—
②先端設備等導入計画書 (様式第2) 及び添付書類 (別添) <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 設備、機器又は装置に係る技術の先端性</li> <li>2. 将来価格の変動及び産業競争力の強化関係 (添付書類)               <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 製造機器メーカー等の最新のカタログ (カタログにない設備等の場合には、製造機器メーカー等による説明文書)</li> </ol> </li> </ol>	Q. カタログも説明文書も無いような、特殊仕様、カスタム品、受注生産品等についてもなんらかの添付書類は必要か。 A. 可能な限り、類似製品、カスタム前の標準品、仕様書、設計書等、当該設備の技術の先端性等が判断できる資料を添付すること。
③リース契約概要書 (様式第3) 及び添付書類 (別添) <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ワークシート</li> <li>2. 継続利用に係る宣誓書 (ユーザー発行)</li> <li>3. 計算利率の水準について (添付書類)               <ol style="list-style-type: none"> <li>1. リース契約書案の写し</li> <li>2. リース対象物件の取得見込額が確認できる書類の写し</li> <li>3. リース対象物件の標準的な価額を確認できる書類 (例えば、最新のカタログに掲載されているもの、又はそれをベースにカスタマイズされたものは当該カタログの類似製品の価額、比較対象となる製品がない場合はメーカーの説明資料等)</li> </ol> </li> </ol>	Q. 添付書類として提出するリース契約書案について、どの程度まで契約内容が記載された案である必要があるか。また、対象設備についてどの程度具体的に記載する必要があるか。 A. リース契約書案の段階であっても、物件明細・設置場所・リース料・特約事項など、ほぼ内容が固まった段階の契約書案の提出が必要。また、対象設備については、少なくとも対象設備の機種名・型式・数量・設置場所を記載したものである必要がある。  Q. 「リース対象物件の取得見込額が確認できる書類の写し」は、リース会社宛又はユーザー宛の見積書等で差し支えないか。 A. 差し支えない。  Q. 「リース対象物件の標準的な価額を確認できる書類」の具体例を示していただきたい。 A. 原則、別メーカーの類似製品も含め、最新カタログに定価が記載されている場合や、一世代前のモデル (類似製品を含む) の定価がある場合には、当該定価が記載された書類を添付すること。リース事業者において類似製品についての既往取引がある場合には、リース事業者が当該価額を記載した任意の書面を作成して添付することでも差し支えない。 こうした比較対象となる価額がない場合には、ユーザー宛の見積書の写しを「リース対象物件の標準的な価額を確認できる書類」として提出することも差し支えないが、リース先が複数の見積りを取っている場合は、当該複数の見積書の写しを合わせて提出すること (当該見積書内に「定価」等の標準価額についての記載があることが望ましい)。 なお、導入しようとする設備等における技術の先端性故に、当該設備等の製造機器メーカー等が1者しかないなど、複数の見積りを取ることができない場合には、①導入しようとする設備等が本邦初の製品であるなど、比較対象となる類似製品がない事情、及び②導入しようとする設備等における技術の先端性故に、当該設備等の製造機器メーカー等が1者しかないなど、複数見積りを取ることができない事情をリース事業者が任意の書面 (様式例は別添参照) に記載の上、当該事情を記載した書面を見積書の写しと合わせて提出すること。

<p>④稼働計画書（変動型・ハイブリッド型：ユーザー発行） * 社内承認が得られていることを示す書類（稟議書等）の写しを添付</p>	<p>—</p>
<p>※1 複数リース会社が共同でリースする場合は、複数リース会社が共同で申込みを行う。 ※2 事務取扱要領第3条(7)ヲ但書の場合は、ユーザーの先端設備等の購入額、リース会社への譲渡価額が記載された書類の写しを提出する。 ※3 リース対象物件を割賦の方法により購入しようとする場合には、当該物件の現金販売価額の見込額を確認できる書類の写しを提出する。</p>	<p>Q. 協調リースは対象となるか。 A. 対象となる。但し、各社出資額の内訳等は別途説明する必要がある。書類整備、補償料支払等は、幹事が取り纏めて実施すること。また、申込書については、協調するリース会社各社の会社情報と捺印が必要。</p>

(5) 先端設備等導入支援契約の締結について

実施要領（第4の4.及び5.）	Q & A
<p>○基金設置法人は、リース事業者との間で先端設備等導入支援契約を締結する場合には、公認会計士を委員に含む第三者委員会を設置し、第三者委員会による審査結果に基づき、当該契約を締結する。</p> <p>〈手続きの流れ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①先端設備等導入支援契約の申込の受付（事務局）</li> <li>②事務局による第三者委員会への諮問</li> <li>③第三者委員会の審査</li> <li>④先端設備等導入支援契約の締結の申込への承諾の通知（審査結果通知書の写し、先端設備等導入支援契約書添付）</li> </ul> <p>※1 ①～④までの処理期間は申込書到達から45日。</p> <p>※2 審査結果通知書の写しはリース事業者及びリース先に送付。</p>	<p>Q. 事務局において、事務取扱要領第3条(7)で定める要件等の確認は行うのか。</p> <p>A. 第三者委員会の審査前に事務局による事前確認を行う（確認期間は1～2週間程度）。</p> <p>Q. 第三者委員会の開催頻度はどれくらいか。</p> <p>A. 第三者委員会の開催は原則月1回の予定。開催スケジュールは事前に開示。</p> <p>Q. 先端設備等導入支援契約締結後、いつまでにリース事業者とリース予定先との間でリース契約を締結する必要があるか。</p> <p>A. 極端に間が空かないようにリース契約を締結することが望ましい。なお、本制度の対象となるリース契約は、少なくとも平成28年3月31日までに締結する必要がある。</p> <p>Q. 審査結果通知書の写しはリース先に直接送付されるのか。</p> <p>A. 事務局から、様式第3の別添1のワークシート提出（電子データでの提出）に際して入力して頂く書類送付先宛に直接送付する。</p> <p>なお、審査結果通知書の写しには、様式第1～様式第3の写し（添付書類を含む。ただし、様式第3の別添3を除く）が添付される。</p>

(6) リース契約締結後の書類提出等について

事務取扱要領（第6条～第8条）	Q & A
<p>○先端設備等導入支援契約を締結したリース事業者が、リース先とリース契約を締結し、当該リース契約が開始された場合には、次の書類を添付の上、速やかに通知する。</p> <p>〈提出書類〉</p> <p>①リース契約書の写し</p> <p>②借受証の写し</p> <p>③リース対象物件の取得価額が確認できる書類（見積書、注文書、売買契約書等のいずれか）の写し</p> <p>※1 通知に際しては承諾番号を記載する。</p> <p>※2 リース契約の開始日までの間に既に提出した先端設備等導入計画書・リース契約概要書の記載内容に変更が生じた場合には、変更前の先端設備等導入計画書・リース契約概要書を添付の上、変更後の先端設備等導入計画書及びリース契約概要書（別添を含む）を事務局に提出する。</p> <p>※3 変動型・ハイブリッド型であって、リース契約の開始日までの間に既に提出した稼働計画書の記載内容に変更が生じた場合には、変更後の稼働計画書を事務局に提出する。</p> <p>※4 リース先とリース契約を締結しないこととなった場合には、速やかにその旨、事務局に通知する。</p> <p>※5 事務局はリース契約が要件に適合するか否か等の確認を行い、要件への適合性等に疑義が生じた場合に第三者委員会に諮問する。</p>	<p>Q. 申込時に提出した先端設備等導入計画書・リース契約概要書の記載内容に変更があった場合には、軽微な記載内容の変更であっても再提出が必要か。</p> <p>A. 申込時に提出した先端設備等導入計画書・リース契約概要書（別添を含む）の記載内容に変更があった場合には、たとえ軽微と思われる変更（例えば「契約日」の変更等）であったとしても再提出が必要（左記※2）。</p> <p>Q. 稼働計画書の記載内容に変更が生じた場合というのは、実績を提出するということか。</p> <p>A. 申込時に提出した稼働計画書について、リース契約開始日までにその計画について変更があった場合に変更後の稼働計画書について再提出をする旨を定めており、実績について提出を要するものではない（左記※3）。</p> <p>Q. 左記①～③の書類については、全てが揃った時点での送付でよいか。</p> <p>A. 左記①～③の書類（変更があった場合の先端設備等導入計画書・リース契約概要書・稼働計画書を含む）については、リース契約が開始され、全ての書類が揃った時点で送付すれば足りる。</p>

(7) リース契約の変更等通知について

実施要領 (第4の4.) 事務取扱要領 (第9条~第11条)	Q & A
<p>○補償対象事業者 (リース事業者) は以下の場合には事務局に通知を行い、事務局は基金設置法人に当該内容を報告し、当該報告を受けて基金設置法人は先端設備等導入支援契約を解約する。</p> <p>①ユーザーとの間で、リース期間、月額リース料、見積残存価額を変更する旨の合意をした場合</p> <p>②リース期間の途中でのリース対象物件の滅失、ユーザーとの間の解約合意、その他理由の如何に関わらずリース期間の途中でリース先が残りリース料、又はリース契約書所定の規定損害金、規定損失金、損害賠償金若しくは遅延損害金を補償対象事業者に一括支払ってリース契約を終了させようとする場合</p> <p>③ユーザーの倒産手続きの申立て、ユーザーの手形不渡又は手形交換所の取引停止処分、リース契約の解除、リース料全額の期限の利益の喪失、リース対象物件の引上げ (リース契約の継続を前提とした一時的な引上げを除く)</p> <p>○ただし、以下の場合に基づくリース契約の変更の場合には、補償対象事業者 (リース事業者) は事務局に通知が必要であり、事務局は基金設置法人に当該内容を報告するが、基金設置法人は先端設備等導入支援契約を解約しない。</p> <p>①リース契約の当事者の責めに帰さない事由によるリース契約の一部解約</p> <p>②リース先の変更 (ただし、それに伴って月額・年額のリース料や見積残存価額、リース期間の条件を変更するものは除く)</p>	<p>Q. リース契約の当事者の責めに帰さない事由とは具体的にどのような事由か。</p> <p>A. リース契約の当事者の責めに帰さない事由とは、天災・盗難による物件滅失、当事者の予測できないような著しい経済情勢の変動等が想定される。</p> <p>Q. 物件の改造等は可能か。</p> <p>A. 保守、メンテナンスの範疇であれば問題無い。グレードアップ・機能付加にあたるものは、転売価値にマイナスに作用するもの (極端にユーザー専用性が高まる改造等) でなければ問題無い場合が多いと考えられるが、事前に事務局に相談すること。</p> <p>Q. どういった場合に、どのような様式で事務局へ通知が必要か。</p> <p>A. 下記表に記載されたケースにおいて、報告義務がある。</p>

事務局への報告が必要なケース

条文	発生事由	提出様式	添付資料	支援契約 続行可否
第7条	リース契約を締結せず	自由様式		不可
第9条	リース契約内容のうち、リース期間、月額リース料/年額リース料、見積残存価額を変更のいずれかを変更	様式第5		不可
	天災等によりリース契約の一部を解除	様式第6	✓ 変更後リース契約書 (写) ✓ 一部解約の対象となった物件の内容、取得時の価額、および見積もり残存簿価が分かる資料の写し ✓ 残存する物件の内容、取得時の価額、および見積もり残存簿価が分かる資料の写し	要協議
	合併等の組織再編成等により、リース先が変更	様式第7	✓ 変更後リース契約書 (写)	可
第10条	物件の滅失、リース契約の解約合意等でリース契約を中途終了	様式第8		不可
第11条	リース事業者/リース先の倒産等、債務整理にかかる事由が発生	様式第9		不可
	約定に基づき、リース契約解除、期限の利益の喪失、物件引き上げのいずれかを実施	様式第9		不可

(8) 補償料支払

事務取扱要領 (第 12 条・第 13 条)	Q & A
<p>○事務局は、リース契約締結後の通知(上記(6))を受領したときは、補償料の計算を行い、当該通知を受領した月の翌月 10 日までに、補償料決定通知書を補償対象事業者(リース事業者)に送付するものとする。</p> <p>○補償対象事業者(リース事業者)は、上記通知に記載されている補償料を指定口座に、当該通知を受領した月の末日までに送金し、あわせて当該日までに補償料送金通知書を事務局に送付する。</p> <p>〈補償料〉 リース対象物件の取得価額 (消費税・地方消費税分を除く) × 5% × 0.14%</p>	

(9) 損失補填・売却価額等通知について

事務取扱要領 (第15条～第17条)	Q & A
<p>○先端設備等導入支援契約に基づく損失補填は次の場合に行われる(固定型の場合)。          &lt;損失補填の要件&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①リース契約期間終了後の翌日から1年以内の売却</li> <li>②リース先以外への売却           <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数事業者への売却提案が必要(ホームページにおける売却提案含む)</li> </ul> </li> <li>③売却価額が見積残存価額を下回った場合</li> </ul> <p>&lt;事務手続きの流れ&gt;</p> <p>○なお、変動型又はハイブリッド型の場合については、実際の稼働量に基づき回収したリース料が当初の合理的な想定稼働量に基づくリース料を上回った場合には、当該上回った金額分(消費税・地方消費税分は除く)は損失補填の対象外。</p>	<p>Q. リース対象物件の売却に向けた取組みは、リース期間終了後の翌日以降に行わないと損失補填の対象とならないのか(ホームページにおける売却提案をリース期間終了前からは行っていないのか)。</p> <p>A. リース対象物件の売却に向けた取組み(ホームページにおける売却提案や複数事業者への売却打診等)は、リース期間終了前から行うことも可能であり、必ずしも、リース期間終了後の翌日以降に行わないと損失補填の対象とならないわけではない。</p> <p>Q. リース先以外への売却ができず、廃棄処分した場合は、損失補填の対象となるのか。</p> <p>A. 廃棄業者への売却も損失補填の対象となる。その際、様式第12の1者買取報告書に廃棄事業者を利用せざるを得なかった事情等の詳細を説明・記載する必要がある。</p> <p>Q. 分割検収となり、ひとつのリース契約の中で複数のリース期間が混在する場合、「リース契約期間終了」の起算点日はいつとなるか?</p> <p>A. 「最初の設備のリース終了日」を起算日とする。</p>

(10) 補償金支払請求・支払について

事務取扱要領 (第18条・第19条)	Q & A
<p>○補償対象事業者(リース事業者)が損失補填を受ける場合、補償金額を計算して事務局に補償金請求書を送付する。</p> <p>&lt;補償金額の計算(固定型の場合)&gt;</p> <p>次の①又は②のいずれか少ない金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①次の算式により計算した損失額       <ul style="list-style-type: none"> <li>a. リース対象物件が全て売却された場合            損失額 = (見積残存価額 - 売却価額) × 1/2</li> <li>b. リース対象物件の一部しか売却できなかった場合            損失額 = (売却できたリース対象物件に係る見積残存価額 - 売却価額) × 1/2</li> </ul> </li> <li>②リース対象物件の取得価額(消費税額含まない) × 5%</li> </ul>	<p>Q. 見積残存価額の一部をリース先や第三者(サプライヤー等)が保証している場合、損失額はどのように算出するのか。</p> <p>A. 見積残存価額の一部をリース先や第三者(サプライヤー等)が保証しており、当該保証に基づき回収した金額がある場合には、当該金額は損失額から控除する取扱いとする。</p>

(11) 先端設備等導入支援契約の取消しについて

事務取扱要領（第 23 条）	Q & A
<p>○事務局は、既に締結した先端設備等導入支援契約の取消しの申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には、速やかに基金設置法人に報告するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 補償対象事業者が、法令又は本事務取扱要領に基づく基金設置法人又は事務局の処分若しくは指示に違反した場合。</li> <li>(2) 補償対象事業者が、先端設備等導入支援契約及びその対象となるリース契約に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。</li> <li>(3) 補償対象事業者又はリース先において、先端設備等導入支援契約の締結に際して、偽りその他不正があった場合</li> <li>(4) 補償対象事業者がリース先との間で締結したリース契約が第 3 条第 7 号の要件を満たさなくなった場合（ただし、変動型又はハイブリッド型については、リース契約開始時点までを除き、その期間中において第 3 条第 7 号ホの要件を満たし続ける必要はない。）。</li> <li>(5) 前各号に掲げる場合のほか、先端設備等導入支援契約の締結後生じた事情の変更等により、先端設備等導入支援契約の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。</li> <li>(6) 補償対象事業者（法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明したとき</li> </ol> <p>○基金設置法人は、事務局から前項に基づく報告を受けた場合には、既に締結した先端設備等導入支援契約を取消し、又は変更することができる。</p>	<p>Q. 「先端設備等導入支援契約の締結に際して、偽りその他の不正があった場合」とは具体的にどのような場合か。</p> <p>A. 各種申請書に虚偽記載（例えば、変動型又はハイブリッド型の場合、稼働計画書の記入に際して、意図的に当事者で想定している稼働量より低い稼働量を合理的な想定稼働量として申請する場合等）をして申請する等の場合が該当するものと考えている。</p>

(別添) 様式例

リース対象物件の標準的な価額が確認できる書類に係る補足資料 (例)

平成 年 月 日

リース手法を活用した  
先端設備等導入促進補償制度推進事業事務局長 殿

担当部署における適切な権限者による押印であれば可。

角印  
氏名 法人の名称  
担当部署名  
電話番号 印

平成 年 月 日付けで申し込もうとする先端設備等導入支援契約の対象となるリース契約により導入しようとする「先端設備等の名称」については、比較対象となる価額がない上、複数の見積もりを取ることができない旨、下記の通り説明いたします。

記

※記載のポイント

①導入しようとする先端設備等が本邦初の製品であるなど、比較対象となる類似製品がない事情、及び②導入しようとする先端設備等における技術の先端性（当該先端性の内容も合わせて記載すること）故に、当該設備等の製造機器メーカー等が1者しかいないなど、複数見積もりを取ることができない事情を記載する。